

国民年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 7 月 31 日
厚生労働省
年金局事業管理課

国民年金法施行規則の一部を改正する省令案について、令和 8 年 6 月 9 日（火）から同年 7 月 8 日（水）まで御意見を募集したところ、4 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	・自治体窓口やマイナポータル等で産前産後期間免除の手続きを行う際にあわせて育児期間免除の申請をシームレスに完了させることができるようにすべき。 ・届書にマイナンバーを記載してもらうことによる「育児期間免除に該当することを証する書類」の原則不要化（情報連携の活用） ・不該当事由（同居解消など）の申告漏れを防ぐためにマイナポータルの通知機能等を活用し「プッシュ型通知」を行うべき。 ・施行まで約 2 ヶ月しかなく全般的な周知が間に合わない恐れがあるため、自治体の「母子保健窓口」や「子育て支	・産前産後免除の届出をした第一号被保険者が引き続き育児免除に該当したことを確認できるときは育児免除の届出は省略できることとしています。 ・マイナンバー情報連携（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 19 条第 8 号の規定に基づく特定個人情報（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。）の提供の求め及び提供をいう。以下同じ。）が可能な事務と情報については、番号利用法第 19 条第 8 号の規定に基づく番号利用法別表において定められているところであり、国民年

	援課」や産婦人科や小児科など対象者が訪れる場所・タイミングに絞った周知をすべき。	金法（昭和 34 年法律 141 号）の規定に基づく保険料の免除等に関する事務についても、番号利用法別表に規定されています。そのため育児免除の届出についても、マイナンバー情報連携により、添付書類の省略が可能です。 ・自治体で処理を行っている他の処理との連携やプッシュ通知機能の活用による「プッシュ型通知」については、今後の検討要素としており、今回いただいたご意見は参考にさせていただきます。 ・全般的な周知については、本制度の施行に際し、自治体の「母子保健窓口」や「国民健康保険窓口」に、また、産婦人科などにポスター、リーフレットの配布を行っており、適宜掲載や設置いただくことでの周知を図っております。
2	子育て世代の手続き簡素化に賛成する。	本案に賛成の御意見として承ります。
3	育児期間の保険料免除措置自体は、自営業者やフリーランス等の子育て世帯を支える画期的な施策であり、評価される。一方で、その手続き方法（届出制）については、子育て世帯の負担軽減、申請の公平性及び他の役所手続きとの連携の観点から改善を要望する。本制度の手続きにおいては「該当者に対して国が責任をもって自動的に免除を適用し、該当者へは制度が適用された旨を事後報告（通知）する形」とすることを求める。真に「子ども・子育て支援」を	当該免除制度においては、すべての制度対象者を国が網羅的に把握することは困難であるため届出制としておりますが、制度対象の被保険者の方の負担軽減を図るために、マイナポータルでの電子申請が可能としているほか、マイナンバー情報連携により添付書類を省略することも可能としておりますため、ご理解をいただけますと幸いです。 いただいた御意見については、今後の国民年金事務内容の検討の参考にさせていただきます。

	実施したいのであれば、市民に負担を押し付けないプッシュ型（自動適用型）の行政サービスへの転換が求められる。	
4	・令和7年11月に生まれた子の父親の場合、令和8年10月の1月だけ該当するという認識でよい。また、その場合、いつから届出が可能なのか。早期に周知してほしい。 ・上記の例に限らず、育児期間における保険料免除はいつから届出が可能なのか。 ・育児期間における保険料免除の届出に時効の適用はあるのか。65歳になって育児期間を証明することができれば、未納期間はさかのぼって納付期間に書き換えられるのか。安心して子育てができるように、さかのぼって届出ができることも周知しておくべき。	・令和7年11月に生まれた子を養育している父親の場合、令和8年10月が育児免除に該当します。この場合だけでなく、育児免除に係る届出はすべからく、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の一部が令和8年10月1日に施行されて以降届出が可能となります。 ・本制度での届出に時効の適用はありません。育児期間の確認ができる添付書類等により遡って免除期間として承認いたしますが、適正な記録管理の観点から、早めの届出をお願いいたします。なお、周知については、窓口などのご案内いたしますが、丁寧な周知を行うべくいただいたご意見は参考にさせていただきます。

※上記のほか、9件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。